

大阪広域環境施設組合個人情報保護審議会規則

平成27年3月30日規則第3号

最近改正：令和5年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）第61条の規定に基づき、大阪広域環境施設組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手續について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。